

規約例	留意点
<p style="text-align: center;">〇〇〇〇自治会規約（会則）</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。</p> <p>（1）市報、回覧板の配布等区域内の住民相互の連絡</p> <p>（2）美化、清掃等区域内の環境の整備</p> <p>（3）集会施設の維持管理</p> <p>（4）・・・</p> <p>（5）・・・</p> <p>（名称）</p> <p>第2条 本会は、〇〇〇自治会と称する。</p> <p>（区域）</p> <p>第3条 本会の区域は、和歌山市□町△番地から□町△番地まで、□町△番地から□町△番地及び□町△番地までとする。</p> <p>（主たる事務所）</p> <p>第4条 本会の主たる事務所は、和歌山市〇〇〇町〇〇〇番〇〇〇号に置く。</p>	<p>「規約」でなくても「会則」、「規則」等でも差支えありません。</p> <p>「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である必要があるため、スポーツや芸術などの特定活動のみを目的とすることはできません。</p> <p>活動の内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に記載してください。</p> <p>団体の区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、町・字・地番・住居表示により表示してください。ただし、河川や道路等による区域の表示（例：〇〇市□□町大字△のうち××川の北の区域）も、他の住民にとって当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば可能です。</p> <p>主たる事務所とは、地縁団体について一を限りとして設けられた事務所のことで、その所在地が当該地縁団体の住所となります。地方自治法上特に規制はありませんが、代表者の住所又は集会施設の所在地とするのが一般的です。また、具体的な地番で定めることのほか、「本会の主たる事務所は、自治会長宅に置く。」でも可能です。</p>

## 第2章 会員

### (会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

### (会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

### (入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

### (退会等)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、退会したもとする。

(1) 第3条に定める区域に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

## 第3章 役員

### (役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 □人

区域に住所を有する個人は、誰でも会員となることができるようにしなければなりません。年齢、性別、国籍等の条件を定めることはできません。また、地縁団体の会員は個人単位であり世帯単位とすることはできません。

区域に住所を有する法人、組合等は会員とはなれませんが、賛助会員とすることは可能です。

会費は、会員及び団体にとって重要な事項であるため、規約で定める必要があるが、規約改正は、第36条に定める特別議決事項となるため、通常総会で各年度毎に定めることが適当です。

入会手続きは、入会希望者の入会の意思が確認できるものとすべきですが、第5条の趣旨から不合理な入会制限は許されません。そのため、正当な理由なく拒むことができない旨を記載してください。(退会についても同じ。)

必ず会長を1人、監事を1人又は複数人置く必要があります。

- (3) 会計 □人
- (4) 監事 □人
- (5) 書記 □人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。(副会長が2人以上の場合は、会長が予め定めた順序で、その職務を代行する。)

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長、会計及び書記の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

4 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

5 書記は、会務を記録する。

(役員任期等)

第12条 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、

監事が会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。

会長が不慮の事故等により職務を行えなくなつた場合に備えて副会長を置くことが望ましいです。

副会長が複数の場合は、「会長が予め定めた順序で、その職務を代行する。」と記載しておくことが望ましいです。

会計、書記等の設置を具体的に定める場合は、「会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。」「書記は、会務を記録する。」など職務を明らかにしておくことが適当です。

法律上特に任期の規定はありませんが、数か月といった短いものは事務執行の一貫性確保に問題があり、あまりに長期にわたるものも種々の弊害が生ずるといえます。

後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### 第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

役員解任手続を定めようとする場合には、選任について総会議決によることが望まれることから、この場合も、個別に総会議決を要するものと定めるか、規約において具体的手続を定めることが適当です。

総会は、団体運営のうち規約において役員会に委任したもの以外はすべての事項について議決できます。なお、規約の改正など法律上総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他へ委任することはできません。

#### 【総会で議決すべき重要事項】

- ・事業計画の決定
- ・事業報告の承認
- ・予算の決定及び決算の承認
- ・不動産等の活動上重要な固定資産の処分

総会は、地方自治法第260条の13の規定により、少なくとも毎年1回は開催しなければなりません。

また、年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために通常総会を年度終了後3か月以内に開催する必要があります。

5分の1の数は、規約によって増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないように留意する必要があります。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日から5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

総会は、請求のあった日から適切な期間内に招集する必要があります。30日以内は適切な範囲内といえます。

総会を招集するには、地方自治法第260条の15の規定により、少なくとも5日前までに通知を行う必要があります。

議長は、表決権を行使することとなるため、出席した会員から選出する必要がありますが、会長は会員の中から選任されているため、「総会の議長は、会長がこれに当たる。」と規定することも可能です。

総会の定足数については、地方自治法において特に定められていませんが、このように規定しておくことが適切と考えられます。

定足数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。

議決数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。

「この規約に定めるもののほか」とは、規約で特定の重要な事項について出席会員の3分の2(4分の3)以上の賛成を要する旨の規定を置くことです。

表決権は、会員1人1票を原則とします。

未成年者の表決権の行使にあたっては、民法の規定に従い、法定代理人(親権者)の同意を要することになります。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

【参考例】

- (1) 美化、清掃等区域内の環境の整備に関すること。
- (2) 集会所の維持管理に関すること。
- (3) 地域の親睦及び福祉の増進を図ること。
- (4) 予算及び決算の承認について

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

従来の自治会活動は、世帯単位で表決権を有する運営が行われています。そうしたことを勘案して特定事項について世帯の表決権を1票とする定めを設けることが可能です。ただし、世帯単位で活動して意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的である場合に限られます。したがって「規約変更、財産処分、解散の議決、代表者の代表権の制限及び委任、監事や役員会の設置等」については該当しません。また、代表者や監事の選任も同項を適用することは適当とは考えられません。

なお、この規定により世帯単位で表決権を行使する場合でも、各個人の表決権を奪うことはできませんので、世帯の代表者1人に個人の表決権を委任することになります。

電磁的方法による表決とは、例えば電子メールなどによる送信、Webサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等が該当し得ます。

会議が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。また、議事録は、告示事項変更届や規約変更認可申請等に必要となります。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員の下分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から10日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適切と考えられます。なお、役員会のメンバーは、監事を除く役員とし、監事は、会務の執行を監査する職務上、役員会には参画しないようにする必要があります。

役員の下分の1以上、10日以内に役員会を招集しなければならないという定めは特にありません。

総会は5日前までに招集の通知をしなければならないと定められていますが、役員会においては特に定めはありません。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

### (資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

### (資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において全会員の4分の3以上の議決を要する。

### (経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

### (事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

法第260条の2第3項第8号に基づき、規約において資産に関する事項を定める必要があります。保有する具体的な資産をすべて掲げることも可能ですが、「別に定める財産目録記載の資産」とすることも可能です。

財産目録は、地方自治法第260条の4に基づき設立時及び毎年(年度)初3か月以内に作成する必要があります。

資産を管理し経費を支弁することは、役員会の定める方法により会長が行うこととすることが適当と考えられます。

団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の特別の議決により行うことが適当と考えられます。また、全会員の4分の3以上の議決は、特に定めはありませんが、適当であると考えられます。

事業計画及び予算・決算は重要事項であるため、総会の議決又は承認が必要です。ただし、事業計画及び収支予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び収支決算の承認を年度終了後に行うためには通常総会を年2回開催することが必要となりますが、通常総会は、年度終了後3か月以内に1回行うのが通例です。

したがって、第16条第1項のように通常総会を年度終了後3か月以内に1回しか開催しないと定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないので、第33条第2項のように定めておくことが実務上適当です。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇〇月△△日に始まり、翌年〇〇月△△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得、かつ、和歌山市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、全会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

会計年度の定め方は特に制限はありません。

一般的には、4月1日から翌年3月31日まで、又は1月1日からその年の12月31日までとする例が多いと思われます。

規約の変更は、地方自治法第260条の3第1項の規定により総会の専権事項となっています。

規約の変更は、「規約変更認可申請書」により、市長の認可を受けなければその効力を生じません。

議決数の4分の3の定数は変更できますが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、引き下げることには慎重にあるべきと考えます。

【解散事由】

- ①破産
- ②認可の取消
- ③総会員の4分の3以上の同意による総会の決議
- ④会員（構成員）の欠亡

第37条第2項の総会の議決を他の役員会等の議決をもって代えることはできません。4分の3の定数は変更できますが、少数会員の意思によって解散することは適当ではありません。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、(会長、役員会)が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、〇〇年△△月◇◇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇〇年△△月◇◇日までとする。

地方自治法第260条の31第1項に基づき、解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することが可能ですが、営利法人等を帰属権利者とする場合は、地縁団体の目的にかんがみ適当ではありません。したがって、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当であると考えられます。

また、残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、解散の議決と同様に地縁による団体にとって重要な決定であるため総会員の「4分の3」以上の議決を経ることが望ましいと考えられます。

規約施行上の細則を定めるものは、会長又は役員会等でもよいですが、委任することについて総会の議決を経る必要があります。

なお、細則としては、「弔慰金規定」や「旅費規定」等が考えられます。

附則第1項は、認可年月日から施行とする場合が多いと考えられます。したがって、設立初年度は、事業年度及び会計年度が変則となることから、附則第2項、第3項を定めることが適当です。